森林境界確認・承諾に関する【委任状】について

ご自身の森林について詳しく分からない方は、森林境界確認・承諾（書面）を委任することができます。
委任しない場合の流れは、下記の右側「2.」の「代理人」が「本人」になります。

1.五條市に委任



2.詳しい人に委任
（代理人へ委任）



✓ ご本人（相続人や代理人等）によるアンケート回答



五條市に委任される場合も、アンケート回答をお願いします。

✓ 五條市（受託業者）による現地調査



委任の有無に関わらず、調査への同行や立会いは不要ですが、ご回答いただいたアンケートの内容（境界を知っている・詳しい人を知っている等）により、必要に応じて聞き取り調査のご協力をお願いすることがあります。



✓ 森林境界カルテ



✓ 森林境界カルテ
✓ 森林境界確認・承諾書



✓ 森林境界確認・承諾書

調査完了